

○岩手県警察職員旧姓使用事務取扱要綱の制定について

(平成30年2月28日岩警第196号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成30年3月1日から施行するので誤りのないよう
にされたい。

別添

岩手県警察職員旧姓使用事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によつて戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）に使用すること（以下「旧姓使用」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 旧姓使用の方針等

1 旧姓使用の方針

職員から旧姓使用の申出があった場合には、2に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。

2 旧姓使用の対象

旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 給与の事務に関する文書
- (2) 源泉所得税の事務に関する文書
- (3) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- (4) 児童手当の申請に関する文書
- (5) 共済組合に関する申請書等
- (6) 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等の所管課長等からの申請を受けて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が旧姓使用の対象から除外したもの

第3 旧姓使用の手続

1 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用申出書（別記様式第1）により、所属長を経由して警務課長に提出するものとする。

2 警務課長は、提出された旧姓使用申出書の記載内容に誤りがないことを戸籍謄本等により確認できた場合には、旧姓使用通知書（別記様式第2）を交付し、所属長及び当該職員に旧姓使用を認めることとした旨を通知するものとする。

3 旧姓を使用する職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（別

記様式第3)により、所属長を経由して警務課長に提出するものとする。

第4 旧姓を使用する職員と実在する職員の同一性の確保

- 1 警務課長は、使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認するものとする。
- 2 警務課長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、使用する旧姓、旧姓使用の開始日又は中止日その他必要な事項を、岩手県警察職員の勤務記録カードに関する訓令（昭和39年12月24日警察本部訓令第23号）の規定に基づき作成した当該職員の勤務記録カードの備考欄に記載するものとする。
- 3 所属長は、警務課長から旧姓使用通知書の交付を受けたとき又は当該職員から旧姓使用中止届を受理したときは、使用する旧姓、旧姓使用の開始日又は中止日その他必要な事項を勤務記録カードの備考欄に記載するものとする。
- 4 旧姓使用の開始後における当該職員への発令は、1の旧姓により行うものとする。
- 5 公刊物等に当該職員の氏名を掲載する場合には1の旧姓を記載するとともに、当該職員の身分証明書等の氏名を明らかにするものには1の旧姓を記載するなど適切な旧姓の公示を行うものとする。
- 6 出向等により職員となる者が、出向元等において旧姓を使用しており、職員として引き続き旧姓使用を希望するときは、出向元等において承認を受けたことを証する書類を、所属長を経由して警務課長に提出することにより、1の確認を行ったものとみなす。この場合において、警務課長は、所属長及び当該職員に対する旧姓使用通知書の交付を省略することができる。

第5 旧姓使用の管理

警務課長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、その内容を旧姓使用職員台帳（別記様式第4）により管理しなければならない。

第6 旧姓使用の対象の除外等

- 1 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等の所管課長等は、当該文書等を旧姓使用の対象から除外しようとするときは、旧姓使用除外申請書（別記様式第5）を警務課長に提出するものとする。
- 2 警務課長は、文書等の旧姓使用の可否について判定を行い、旧姓使用の対象から除外することとした場合には、旧姓使用除外通知書（別記様式第6）により、旧姓を使用する職員に通知するものとする。

別記様式第1

年 月 日

警務部警務課長 殿

所 属
職 員 番 号
階 級 (職)
氏 名

印

旧 姓 使 用 申 出 書

下記のとおり職場において旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

1 使用する旧姓（ふりがな）

2 戸籍上の氏

3 改姓年月日

年 月 日

備考1 氏名欄には、申出時における戸籍上の氏名を記載すること。

2 戸籍上の氏名及び旧姓が確認できる戸籍謄本の写し等を添付すること。

年 月 日

(所 属 長) 殿

警務部警務課長

旧 姓 使 用 通 知 書

年 月 日付けで（職員名）から申出のあった旧姓については、下記のとおり使用することとしましたので、別紙により申出者に通知願います。

記

1 使用することとした旧姓

2 使用開始年月日

年 月 日

別紙

年 月 日

(氏 名) 殿

警務部警務課長

旧 姓 使 用 通 知 書

年 月 日付で申出のあった旧姓については、下記のとおり使用することとしましたので、通知します。

記

1 使用することとした旧姓

2 使用開始年月日

年 月 日

別記様式第3

年 月 日

警務部警務課長 殿

所 属
職 員 番 号
階 級 (職)
氏 名

印

旧 姓 使 用 中 止 届

下記のとおり旧姓の使用を中止いたしますので、届け出ます。

記

1 使用を中止する旧姓

2 中止する理由

3 中止年月日

年 月 日

4 戸籍上の氏

備考 氏名欄に記載する姓は、使用中の旧姓とすること。

警務部警務課長 殿

(当該文書を所管する課長等)

旧 姓 使 用 除 外 申 請 書

下記の文書等については、旧姓使用の対象から除外したいので、申請します。

記

1 旧姓使用の対象から除外したい文書等

2 旧姓使用の対象から除外する必要性

年 月 日

旧姓使用職員 各位

警務部警務課長

旧 姓 使 用 除 外 通 知 書

下記の文書等については、旧姓使用の対象から除外することとしたので、通知します。

記

1 旧姓使用の対象から除外することとした文書等

2 除外年月日